

令和4年2月28日

独立行政法人 国際協力機構（JICA）が発行する ソーシャルボンドへの投資について

茅ヶ崎市は、このたび、独立行政法人 国際協力機構（JICA）が発行するソーシャルボンド（以下 JICA債）への投資を決定しましたのでお知らせいたします。

ソーシャルボンドとは、調達された資金が、基礎インフラ開発や社会サービスへのアクセス改善等、社会課題への対応を目的とした分野への投融資に利用されることを前提として発行される債券です。

本ソーシャルボンドにより調達された資金は、JICAが実施機関となっている政府開発援助（ODA）の有償資金協力事業を通じて、開発途上地域の経済・社会の開発、日本及び国際経済社会の健全な発展のために使用されます。事業の実施においては、明確なルールのもと、透明性・公正性を確保しており、投資された資金の使途やその成果を確認することができます。また、2019年12月20日に日本政府が公表した「SDGs実施指針改定版」において、JICA債の発行がSDGs達成に必要な資金を確保するためのファイナンスとして掲げられています。茅ヶ崎市は、JICA債への投資が開発途上地域の経済・社会の開発、日本及び国際経済社会の健全な発展のために活用されることにより、地域社会の発展に繋がっていくことを期待し、投資を決定いたしました。茅ヶ崎市は社会的課題や環境問題の解決に繋がる事業、SDGsの達成に貢献する事業を資金面からサポートし持続可能な社会の形成に寄与すべく、今後も社会的使命・役割を果たして参ります。

債券名	第63回 国際協力機構債券
年限	10年
発行額	100,000,000 円
発行日	令和4年1月28日

以上